

岩泉町の令和6～8年度の介護保険料の基準額 82,800円(年額)

○この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、13段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象者の 所得等基準	保険料率 (令和6～8年度)	月額(令和6 ～8年度)	保険料(年額・ 令和6～8年度)	保険料率 (令和5年度)	保険料(年額・ 令和5年度)
第1段階	①生活保護受給者	基準額×0.285	1,970円	23,600円	基準額×0.30	24,840円
	②世帯員全員が 町民税非課税で 高齢福祉年金受給者					
	③世帯員全員が 町民税非課税で 前年の公的年金等収入金額と 合計所得金額の合計が 82.65万円以下					
第2段階	世帯員全員が 町民税非課税で 前年の公的年金等収入金額と 合計所得金額の合計が 82.65万円超120万円以下	基準額×0.485	3,350円	40,160円	基準額×0.50	41,400円
第3段階	世帯員全員が 町民税非課税で 前年の公的年金等収入金額と 合計所得金額の合計が 120万円超	基準額×0.685	4,730円	56,720円	基準額×0.70	57,960円
第4段階	世帯内に町民税課税者があり、 本人非課税で 前年の公的年金等収入金額と 合計所得金額の合計が 82.65万円以下	基準額×0.90	6,210円	74,520円	基準額×0.90	74,520円
第5段階	世帯内に町民税課税者があり、 本人非課税で 前年の公的年金等収入金額と 合計所得金額の合計が 82.65万円超	基準額×1.00	6,900円	82,800円	基準額×1.00	82,800円
第6段階	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が 120万円未満	基準額×1.20	8,280円	99,360円	基準額×1.20	99,360円
第7段階	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が 120万円以上210万円未満	基準額×1.30	8,970円	107,640円	基準額×1.30	107,640円
第8段階	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が 210万円以上320万円未満	基準額×1.50	10,350円	124,200円	基準額×1.50	124,200円
第9段階	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が 320万円以上420万円未満	基準額×1.70	11,730円	140,760円	基準額×1.70	140,760円
第10段階※1	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が 420万円以上520万円未満	基準額×1.90	13,110円	157,320円	基準額×1.70	140,760円
第11段階※1	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が 520万円以上620万円未満	基準額×2.10	14,490円	173,880円	基準額×1.70	140,760円
第12段階※1	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が 620万円以上720万円未満	基準額×2.30	15,870円	190,440円	基準額×1.70	140,760円
第13段階※1	本人が町民税課税で 前年の合計所得金額が 720万円以上	基準額×2.40	16,560円	198,720円	基準額×1.70	140,760円

※1 令和6年度より10段階から13段階の保険料率が新たに設定されました。

※2 第1・2・4・5段階の「対象者の所得等基準」の欄における「82.65万円」は、令和8年度の適用となります（介護保険法施行令改正による）。令和6年度は「80万円」、令和7年度は「80.9万円」と読み替えてください。